

大崎地方合併協議会
第2回特別職の報酬等検討小委員会

日時：平成17年10月18日（火）

午後1時30分

場所：宮城県古川合同庁舎 5階501会議室

次 第

1 開 会

2 開会の挨拶

3 報告事項等

- | | | |
|--------------------------------|----|---|
| (1)大崎1市6町における特別職の給料及び報酬の現況について | 資料 | 1 |
| (2)類似団体における特別職の給料及び報酬について | 資料 | 2 |
| (3)近隣3市における特別職の給料及び報酬について | 資料 | 3 |
| (4)大崎1市6町の特別職の設置目的等について | 資料 | 4 |

4 協議事項

- (1)大崎市の特別職の報酬等について
- (2)次回会議開催について
- (3)その他

5 閉会の挨拶

6 閉 会

報 告 事 項

- | | | |
|---------------------------------------|----|---|
| (1) 大崎 1 市 6 町における特別職の給料及び報酬の現況について | 資料 | 1 |
| (2) 類似団体における特別職の給料及び報酬について | 資料 | 2 |
| (3) 近隣 3 市における特別職の給料及び報酬について | 資料 | 3 |
| (4) 大崎 1 市 6 町の特別職の設置目的等について | 資料 | 4 |

協 議 事 項

(1) 大崎市の特別職の報酬等について・・・・・・・・・・資料 1

(2) 次回会議の開催について・・・・・・・・・・ P

(3) その他・・・・・・・・・・ P

大崎1市6町における特別職の給料及び報酬一覧

番号	現況の特別職名(附属機関等名)		大崎市特別職名(附属機関等名)		大崎市			古川市		松山町		三本木町		鹿島台町		岩出山町		鳴子町		田尻町									
		役職名		役職名	額	額	委員数	額	委員数	額	委員数	額	委員数	額	委員数	額	委員数	額	委員数	額	委員数								
1	議会議員	議長		月額	529,000	月額	529,000	1	月額	305,000	1	月額	324,000	1	月額	326,000	1	月額	323,000	1	月額	316,000	1	年額	3,420,000	1			
		副議長		月額	458,000	月額	458,000	1	月額	241,000	1	月額	251,000	1	月額	254,000	1	月額	249,000	1	月額	245,000	1	月額	245,000	1	年額	2,640,000	1
		議員		月額	428,000	月額	428,000	23	月額	220,000	13	月額	233,000	14	月額	235,000	16	月額	232,000	17	月額	226,000	14	月額	226,000	14	年額	2,451,000	18
2	市町長		月額	979,000	月額	979,000	1	月額	828,000	1	月額	869,000	1	月額	843,000	1	月額	871,000	1	月額	854,000	1	月額	854,000	1	月額	826,000	1	
3	助役		月額	785,000	月額	785,000	1	月額	619,000	1	月額	647,000	1	月額	630,000	1	月額	647,000	1	月額	636,000	1	月額	636,000	1	月額	615,000	1	
4	収入役		月額	688,000	月額	688,000		月額	559,000		月額	587,000		月額	572,000	1	月額	586,000		月額	577,000		月額	577,000		月額	557,000	1	
5	教育長		月額	644,000	月額	644,000	1	月額	503,000	1	月額	529,000	1	月額	516,000	1	月額	527,000	1	月額	519,000	1	月額	519,000	1	月額	500,000	1	
6	病院事業管理者			月額	628,000	月額	628,000	0																					
		医師		月額	851,000	月額	851,000	1																					
7	教育委員会	委員長		月額	65,500	月額	65,500	1	年額	280,000	1	年額	325,000	1	年額	330,000	1	年額	298,000	1	年額	448,000	1	月額	61,600	1			
		委員		月額	57,700	月額	57,700	3	年額	232,000	3	年額	275,000	3	年額	244,500	3	年額	252,000	3	年額	290,000	3	月額	37,400	3			
8	選挙管理委員会	委員長		月額	35,500	月額	35,500	1	日額	8,100	1	日額	7,700	1	日額	7,300	1	年額	214,000	1	1回	7,800	1	日額	7,600	1			
		委員		月額	28,000	月額	28,000	3	日額	7,300	3	日額	7,400	3	日額	6,500	3	年額	192,000	3	1回	7,800	3	日額	6,600	3			
9	監査委員	識見者委員		月額	144,600	月額	144,600	2	年額	457,000	1	年額	519,000	1	月額	55,800	1	年額	512,000	1	年額	482,000	1	月額	52,900	1			
		議員選任委員		月額	68,000	月額	68,000	1	年額	356,000	1	年額	398,000	1	月額	45,800	1	年額	335,000	1	年額	377,000	1	月額	31,900	1			
10	公平委員会	委員長				年額	61,600	1																					
		委員				年額	57,300	2																					
11	農業委員会	会長		月額	106,400	月額	106,400	1	年額	672,000	1	月額	101,000	1	月額	105,000	1	年額	735,000	1	年額	670,000	1	月額	97,900	1			
		職務代理		月額	54,100	月額	54,100	1	年額	467,000	1	月額	48,500	1	月額	54,000	1	年額	465,000	1	年額	459,000	1	月額	43,200	1			
		部会長		月額	53,000	月額	53,000	2																					
		委員		月額	45,500	月額	45,500	23	年額	448,000	14	月額	43,500	14	月額	49,000	16	年額	448,000	12	年額	447,000	10	月額	40,500	18			
12	固定資産評価審査委員会	委員長				年額	83,000	1	日額	4,500	1	日額	7,000	1	日額	6,400	1	日額	7,300	1	1回	7,800	0	日額	6,300	1			
		委員				年額	67,900	2	日額	4,500	2	日額	7,000	2	日額	6,400	2	日額	7,300	2	1回	7,800	3	日額	6,300	2			
13	地籍調査実施委員会委員					日額	5,000	15																					
14	介護認定審査会委員					日額	18,420	55				日額	11,700	28				日額	11,700	20					日額	11,700			
15	選挙長		1回	10,700	1日	10,400		1選挙	10,400		1日	10,700		1回	10,700		1日	12,300		10,700				日額	10,000				
16	開票管理者		1回	10,700	1日	10,400		1選挙	10,400		1日	10,700		1回	10,700		1日	12,300		10,700				日額	10,000				
17	開票立会人		1回	8,900	1日	8,600		1選挙	8,600		1日	8,900		1回	8,900		1日	10,500		8,900				日額	8,200				
18	選挙立会人		1回	8,900	1日	8,600		1選挙	8,600		1日	8,900		1回	8,900		1日	10,500		8,900				日額	8,200				
19	投票所の投票管理者		1日	12,700	1日	12,300		1選挙	12,300		1日	12,700		1回	12,700		1日	12,300		12,700				日額	10,000				
20	期日前投票所の投票管理者		1日	11,200	1日	10,900		1選挙	12,300		1日	11,200		1回	11,200		1日	11,200		11,200				日額	10,000				
21	投票所の投票立会人		1日	10,800	1日	10,500		1選挙	10,500		1日	10,800		1回	10,800		1日	10,500		10,800				日額	8,200				
22	期日前投票所の投票立会人		1日	9,600	1日	9,300		1選挙	10,500		1日	9,600		1回	9,600		1日	9,600		9,600				日額	8,200				
23	国民健康保険運営協議会委員					日額	5,000	16	日額	4,500	6	日額	6,400	12	日額	4,500	9	日額	6,000	12	日額	7,800	9	日額	6,300	9			

番号	現況の特別職名(附属機関等名)		大崎市特別職名(附属機関等名)		大崎市		古川市		松山町		三本木町		鹿島台町		岩出山町		鳴子町		田尻町		
		役職名		役職名	額	委員数	額	委員数	額	委員数	額	委員数	額	委員数	額	委員数	額	委員数	額	委員数	
110	文化会館運営協議会委員																				
111	市・町史編纂委員会委員						日額 5,000	12	日額 4,500	8	日額 報6,000	25			日額 6,000	8					
112	文化財保護委員会委員						日額 5,000	5	日額 4,500	5	日額 6,400	5	日額 4,500	8	日額 6,000	5	日額 7,800	5	日額 6,300	7	
113	市民ギャラリー運営委員会委員						日額 5,000	6													
114	吉野作造記念館名誉館長						年額 600,000	1													
115	有備館長														年額 200,000	1					
116	スポーツ振興審議会委員						日額 5,000	9			日額 6,400	5	日額 4,500	6			日額 7,800	10	日額 6,300	7	
117	就学指導委員会委員																0				
118	心身障害児就学指導委員会委員						日額 5,000	16	日額 4,500	15	日額 6,400	15	日額 4,500	10	日額 6,000	11	日額 報7,800	24	日額 6,300	3	
119	学校評議員						0	0	0		0		0	13				30			
120	小中学校通学区区域設定協議会委員						0	0													
121	学校給食運営審議会委員										日額 6,400	10					年額 30,000		日額 6,300	9	
122	学校給食センター運営委員会委員														日額 6,000	14					
123	教職員住宅入居者選考委員会委員																				
124	幼稚園長(学校長兼務)							5					月額 19,600	1			月額 12,000	1			
125	幼児教育推進協議会委員						0	0													
126	奨学事業運営委員会委員												日額 4,500	8	日額 6,000	5	日額 7,800	7			
127	奨学資金貸与選考委員会委員														日額 6,000	5	日額 7,800	7			
128	住居表示審議会委員						日額 5,000	0													
129	総合計画審議会委員						日額 5,000	0	日額 4,500	12			日額 4,500	0							
130	特別職報酬等審議会委員						日額 5,000	10	日額 4,500	7	日額 6,400	7	日額 4,500	8	日額 6,000	10	1回 7,800		日額 6,300	7	
131	行政改革推進委員会委員						日額 5,000	10	日額 4,500	0			日額 4,500	0			1回 7,800	12	報償費対応		
132	行政改革懇談会委員										日額 6,400	10									
133	財産調査委員会委員																		日額 6,300	6	
134	情報公開等審査会委員										日額 6,400	3	日額 6,400	5	日額 11,700	3	1回 7,800	5	日額 6,300	4	
135	個人情報保護審査会委員						年額 81,000	5	日額 4,500	0			日額 6,400	5			1回 7,800	5	日額 6,300	4	
136	男女平等推進審議会委員														日額 6,000	13					
137	安全活動等援護審議会委員																		日額 6,300		
138	公共施設使用料金等審議会委員														日額 6,000	15					
139	町営バス運営協議会委員														日額 6,000	10					
140	交通安全対策会議委員						日額 5,000				日額 6,400	12	日額 4,500	0			日額 7,800		日額 6,300		
141	防災会議委員						日額 5,000	30	日額 4,500	20	日額 6,400	20	日額 4,500	0	日額 6,000	16	日額 7,800		日額 6,300	26	
142	水防協議会委員									0	日額 6,400		日額 4,500	0					日額 6,300	26	

番号	現況の特別職名(附属機関等名)		大崎市特別職名(附属機関等名)		大崎市		古川市		松山町		三本木町		鹿島台町		岩出山町		鳴子町		田尻町			
	現況の特別職名(附属機関等名)	役職名	大崎市特別職名(附属機関等名)	役職名	額	委員数	額	委員数	額	委員数	額	委員数	額	委員数	額	委員数	額	委員数	額	委員数		
143	水害に強いまちづくり事業推進協議会委員												日額 4,500	23								
144	消防団	団長																				
		支団長 (前団長)			年額 161,300	1	年額 133,000	1	年額 152,000	1	年額 143,300	1	年額 142,000	1	年額 145,400	1	年額 198,800	1				
		副支団長 (前副団長)			年額 104,000	3	年額 92,000	2	年額 109,000	2	年額 112,400	2	年額 89,000	2	年額 92,400	2	年額 119,200	2				
		分団長			年額 80,000	12	年額 72,000	7	年額 86,000	8	年額 78,400	7	年額 65,000	5	年額 57,500	13	年額 95,900	8				
		副分団長			年額 52,700	13	年額 61,000	11	年額 76,000	10	年額 61,600	9	年額 58,000	6	年額 49,400		年額 81,100	8				
		部長			年額 27,700	46	年額 49,500	9	年額 52,000	28			年額 53,000	12	年額 43,900	14	年額 71,300	8				
		班長			年額 22,300	120	年額 35,000	24	年額 52,000	27	年額 52,200	24	年額 47,000	39	年額 39,400	34	年額 31,900	29				
		副班長									年額 37,600	24	年額 41,000	37			年額 26,200					
		団員			年額 15,800	625	年額 25,000	138	年額 34,000	173	年額 30,400	217	年額 27,000	239	年額 30,500	259	年額 25,000	264				
145	交通指導隊	隊長																				
		分隊長 (前隊長)			年額 60,300	1	年額 94,000	1	年額 108,000	1	年額 89,800	1	年額 64,000	1		1	年額 43,000	1				
		副分隊長 (前副隊長)			年額 38,500	2	年額 80,000	1	年額 97,000	2	年額 68,700	2	年額 52,000	1		1	年額 38,600	2				
		班長			年額 27,400	14			年額 91,000	4	年額 58,700	3	年額 36,000	6		4	年額 34,000	3				
		隊員			年額 22,000	49	年額 74,000	8	年額 86,000	13	年額 57,100	16	年額 27,000	21		20	年額 30,200	21				
146	防犯実働隊	隊長						1	年額 88,000	1		1	年額 47,000	1		1						
		副隊長						1	年額 68,000	1		2	年額 37,000	1		2						
		本部長							年額 61,000	1												
		班長							年額 53,000	6		3	年額 32,000	6		4						
		隊員							17	年額 47,000	22		16	年額 27,000	22		22					

類似団体における特別職の給料及び報酬一覧

番号			北海道帯広市	栃木県小山市	静岡県藤枝市	鳥取県鳥取市	鳥取県米子市	山口県山口市	宮崎県都城市
1	議会議員	議長	月額 580,000	月額 600,000	月額 500,000	月額 615,000	月額 615,000	月額 540,000	月額 481,000
		副議長	月額 510,000	月額 540,000	月額 435,000	月額 540,000	月額 540,000	月額 465,000	月額 402,000
		議員	月額 470,000	月額 510,000	月額 415,000	月額 500,000	月額 500,000	月額 435,000	月額 388,000
2	市長	月額 1,030,000	月額 1,080,000	月額 950,000	月額 1,080,000	月額 1,080,000	月額 960,000	月額 940,000	
3	助役	月額 825,000	月額 870,000	月額 760,000	月額 895,000	月額 900,000	月額 785,000	月額 755,000	
4	収入役	月額 720,000	月額 770,000	月額 700,000	月額 760,000	月額 770,000	月額 685,000	月額 675,000	
5	教育長	月額 710,000	月額 730,000	月額 700,000	月額 760,000	月額 770,000	月額 690,000	月額 675,000	
6	病院事業管理者				月額 730,000				
7	教育委員会	委員長	月額 124,000	月額 67,000	月額 54,000	月額 74,000	月額 75,200	月額 105,600	月額 102,000
		委員	月額 96,000	月額 53,500	月額 45,000	月額 56,500	月額 56,800	月額 88,000	月額 70,000
8	選挙管理委員会	委員長	月額 59,000	月額 38,500	月額 33,000	月額 39,000	月額 37,200	月額 52,800	月額 67,000
		委員	月額 44,000	月額 28,000	月額 28,000	月額 31,500	月額 29,700	月額 46,600	月額 57,000
9	監査委員	識見者委員	月額 158,000	月額 87,000	月額 122,000	月額 74,000	月額 75,200	月額 247,500	月額 213,000
		議員選任委員	月額 51,000	月額 43,500	月額 50,000	月額 37,000	月額 37,200	月額 37,300	月額 57,000
10	公平委員会	委員長	月額 44,000	日額 12,000	日額 8,500	月額 29,500	月額 29,700	月額 38,300	月額 67,000
		委員	月額 33,000		日額 8,000	月額 27,000	月額 26,500	月額 37,300	月額 57,000
11	農業委員会	会長	月額 72,000	月額 67,000	月額 49,000	月額 56,000	月額 62,500	月額 51,800	月額 111,000
		職務代理	月額 63,000	月額 48,000		月額 28,500	月額 34,300	月額 38,300	月額 74,000
		部会長		月額 48,000		月額 28,500	月額 34,300	月額 37,300	月額 70,000
		委員	月額 44,000	月額 42,000	月額 30,000	月額 27,000	月額 31,200	月額 29,000	月額 62,000
12	固定資産評価審査委員会	委員長	日額 11,000	日額 10,000	日額 8,500	日額 9,000	日額 8,000	日額 6,700	年額 65,000
		委員			日額 8,000				年額 60,000
13	地籍調査実施委員会委員								
14	介護認定審査会委員	日額 12,000		日額 19,000			日額 20,300	日額 27,000	
15	選挙長	日額 12,500	1回 10,700	日額 13,000内	法律に定める額	1日 10,700内	日額 10,700	1日 10,700	
16	開票管理者	日額 12,500	1回 10,700	日額 13,000内	法律に定める額	1選挙 39,000内	日額 10,700	1回 10,700	
17	開票立会人	日額 12,000	1回 8,900	日額 13,000内	法律に定める額	1選挙 8,900内	日額 8,900	1回 8,900	
18	選挙立会人	日額 12,000	1回 8,900	日額 13,000内	法律に定める額	1日 8,900内	日額 8,900	1回 8,900	
19	投票管理者	日額 13,500	日額 12,700	日額 13,000内	法律に定める額	1選挙 35,000内	日額 12,700	日額 12,700	
20	期日前投票所の投票管理者		日額 11,200		法律に定める額	1日 11,200内	日額 11,200	日額 11,200	
21	投票立会人	日額 13,000	日額 10,800		法律に定める額	1選挙 10,800内	日額 10,800	日額 10,800	
22	期日前投票所の投票立会人		日額 9,600		法律に定める額	1日 9,600内	日額 9,600	日額 9,600	
23	国民健康保険運営協議会委員		年額 38,000			日額 8,000		日額 7,000	

番号		北海道帯広市	栃木県小山市	静岡県藤枝市	鳥取県鳥取市	鳥取県米子市	山口県山口市	宮崎県都城市
24	行政区長							
25	行政委員							
26	民生協力委員会	会長						
		委員						
27	民生奉仕委員	会長						
		委員						
28	社会福祉委員会委員							
29	社会福祉調査員	総務						
		調査員						
30	民生委員推薦会委員						日額	7,000
31	介護保険運営協議会(委員会)委員						日額	7,000
32	老人ホーム入所判定委員会委員							
33	健康福祉推進協議会委員							
34	健康づくり推進協議会委員							
35	保健・医療・福祉審議会委員							
36	ひとり暮らし老人等緊急通報システム運営委員会委員							
37	児童福祉審議会委員							
38	精神障害者小規模作業所運営委員会委員							
39	母子保健連絡協議会委員							
40	予防接種健康被害調査委員会委員						日額	7,000
41	健康増進計画策定委員会委員							
42	障害児保育指導委員会委員							
43	障害児保育検討委員会委員							
44	第三者委員							
45	環境審議会委員							
46	公害対策審議会委員							
47	公害対策協議会委員							

番号		北海道帯広市	栃木県小山市	静岡県藤枝市	鳥取県鳥取市	鳥取県米子市	山口県山口市	宮崎県都城市
48	リサイクルデザイン工房運営委員会委員							
49	町医							
50	保育所嘱託医		年額 93,000					年額 118,000
51	保育所嘱託歯科医							年額 59,000
52	幼稚園嘱託医							
53	幼稚園歯科医							
54	幼稚園眼科医							
55	幼稚園耳鼻咽喉科医							
56	学校医		年額 196,800					年額 91,000
57	学校耳鼻咽喉科医	大規模校	年額 196,800					
		小規模校						
58	学校歯科医		年額 196,800					年額 91,000
59	学校眼科医 (小・中学校)	大規模校	年額 196,800					
		小規模校						
60	すまいる園嘱託医 (内科)	保育所						
		幼稚園						
61	すまいる園歯科医	保育所						
		幼稚園						
62	すまいる園眼科医	保育所						
		幼稚園						
63	すまいる園耳鼻科医 幼稚園							
64	管理校医	小学校						
		中学校						
65	産業医		年額 360,000					
66	学校薬剤師	小学校	年額 73,300					
		中学校						
67	幼稚園薬剤師							
68	社会福祉事務所嘱託医		月額 95,000					月額 107,440
69	産業経済振興審議会委員							
70	農政審議会委員							
71	農業・農村振興対策審議会委員							
72	農業振興地域整備促進協議会委員							
73	畜産経営指導員							
74	蕪栗沼農産物被害認定委員会委員							
75	蕪栗沼地区農業・農村研究会委員							
76	農村地域工業導入促進審議会委員							

番号		北海道帯広市	栃木県小山市	静岡県藤枝市	鳥取県鳥取市	鳥取県米子市	山口県山口市	宮崎県都城市
77	標準小作料設定協議会委員							
78	大坪地区県営土地改良事業換地委員							
79	エコツーリズム推進協議会	委員長						
		委員						
		委員						
		委員						
80	企業誘致対策審議会委員							
81	工場誘致審議会委員							
82	立地企業従業員用住宅入居者選考委員会委員							
83	商工振興審議会委員							
84	観光審議会委員							
85	日本こけし館運営委員							
86	座敷蔵利活用検討会議委員							
87	民間活力懇話会委員							
88	食のふるかわ安心特区構想推進本部・推進会議委員							
89	都市計画審議会委員						日額 7,000	
90	街なみ景観整備審査会委員							
91	公共事業評価監視委員会委員							
92	指定管理者選定委員会委員							
93	水道事業運営協議会委員							
94	社会教育委員	月額 10,500	年額 59,000			年額 32,900	日額 7,000	
95	体育指導委員		年額 34,000		年額 27,500	年額 30,400	日額 7,000	
96	青少年問題協議会委員						日額 7,000	
97	青少年相談室運営協議会委員						-	
98	青少年指導員		日額 4,500				月額 90,000	
99	勤労青少年ホーム運営委員会委員							
100	学童農園運営委員会委員							
101	公民館長				月額 52,500	月額 87,700		
102	地区公民館長							
103	公民館分館長							
104	公民館運営審議会委員					年額 17,000	日額 7,000	
105	地区館長							
106	地区館運営協議会委員							
107	生涯学習審議会委員							
108	児童館運営審議会委員							
109	図書館協議会委員						日額 7,000	

番号		北海道帯広市	栃木県小山市	静岡県藤枝市	鳥取県鳥取市	鳥取県米子市	山口県山口市	宮崎県都城市
110	文化会館運営協議会委員							
111	市・町史編纂委員会委員							
112	文化財保護委員会委員							
113	市民ギャラリー運営委員会委員							
114	吉野作造記念館名誉館長							
115	有備館長							
116	スポーツ振興審議会委員							日額 7,000
117	就学指導委員会委員							日額 7,000
118	心身障害児就学指導委員会委員		年額 26,000					
119	学校評議員		日額 10,000					
120	小中学校通学区域設定協議会委員							
121	学校給食運営審議会委員							
122	学校給食センター運営委員会委員							日額 7,000
123	教職員住宅入居者選考委員会委員							
124	幼稚園長(学校長兼務)							
125	幼児教育推進協議会委員							
126	奨学事業運営委員会委員							
127	奨学資金貸与選考委員会委員							
128	住居表示審議会委員							
129	総合計画審議会委員							日額 7,000
130	特別職報酬等審議会委員							日額 7,000
131	行政改革推進委員会委員		年額 59,000					
132	行政改革懇談会委員							
133	財産調査委員会委員							
134	情報公開等審査会委員							
135	個人情報保護審査会委員							日額 7,000
136	男女平等推進審議会委員							
137	安全活動等援護審議会委員							
138	公共施設使用料金等審議会委員							
139	町営バス運営協議会委員							
140	交通安全対策会議委員							
141	防災会議委員							日額 7,000
142	水防協議会委員							

番号		北海道帯広市	栃木県小山市	静岡県藤枝市	鳥取県鳥取市	鳥取県米子市	山口県山口市	宮崎県都城市	
143	水害に強いまちづくり事業推進協議会委員								
144	消防団	団長	年額 74,400	年額 210,000	年額 100,000	年額 67,000	年額 72,800	年額 81,000	年額 182,000
		副団長	年額 60,000	年額 150,000	年額 85,000	年額 48,500	年額 52,300	年額 67,500	年額 139,000
		分団長	年額 45,600	年額 84,000	年額 65,000	年額 41,500	年額 44,400	年額 49,000	年額 121,000
		副分団長	年額 38,400	年額 62,000	年額 50,000	年額 28,500	年額 30,400	年額 44,000	年額 101,000
		部長	年額 32,400	年額 57,000	年額 -	年額 23,500	年額 27,300	年額 35,500	年額 83,000
		班長	年額 30,000	年額 46,000	年額 40,000	年額 18,500	年額 19,400	年額 35,000	年額 59,000
		副班長							
		団員	年額 27,600	年額 39,000	年額 30,000	年額 16,000	年額 16,400	年額 34,500	年額 50,000
145	交通指導隊	隊長							
		副隊長							
		班長							
		隊員							
146	防犯実働隊	隊長							
		副隊長							
		本部長							
		班長							
		隊員							

近隣新3市における特別職の給料及び報酬一覧

番号			石巻市	登米市	栗原市
1	議会議員	議長	月額 546,000	月額 351,000	月額 529,000
		副議長	月額 482,000	月額 288,000	月額 458,000
		議員	月額 445,000	月額 268,000	月額 428,000
2	市長		月額 1,002,000	月額 980,000	月額 979,000
3	助役		月額 813,000	月額 790,000	月額 785,000
4	収入役		月額 718,000	月額 690,000	月額 688,000
5	教育長		月額 707,000	月額 650,000	月額 644,000
6	病院事業管理者				
7	教育委員会	委員長	月額 95,300	月額 66,000	年額 65,500
		委員	月額 79,900	月額 58,000	年額 57,700
8	選挙管理委員会	委員長	日額 15,000	日額 8,000	月額 35,500
		委員	日額 11,000	日額 7,000	月額 28,000
9	監査委員	代表監査委員	月額 200,000		
		識見者委員	月額 100,000	月額 145,000	月額 144,600
		議員選任委員	月額 37,000	月額 68,000	月額 68,000
10	公平委員会	委員長	日額 10,100		
		委員	日額 9,800		
11	農業委員会	会長	月額 56,700	月額 72,000	月額 106,400
		職務代理		月額 42,000	月額 39,800
		部会長		月額 41,000	
		委員	月額 44,000	月額 35,000	月額 37,700
12	固定資産評価審査委員会	委員長		日額 8,000	日額 8,000
		委員	日額 9,500	日額 7,000	日額 7,500
13	地籍調査実施委員会委員				
14	介護認定審査会委員			日額 12,000	日額 18,000
15	選挙長	1回 10,700			日額 10,700
16	開票管理者	1回 10,700			1回 10,700
17	開票立会人	1回 8,900			1回 8,900
18	選挙立会人	1回 8,900			日額 8,900
19	投票管理者	1回 12,700			日額 12,700
20	期日前投票所の投票管理者	1回			日額 11,200
21	投票立会人	1回 10,800			日額 10,800
22	期日前投票所の投票立会人	1回 8,900			日額 9,600
23	国民健康保険運営協議会委員			日額 6,000	日額 5,600

番号		石巻市	登米市	栗原市	
24	行政区長		月額 25,000	均等割 24,000	
			月額 35,000	世帯割 270	
			240/世帯	} 地域割	2km未満 10,000
					2~4 12,000
					4km以上 15,000
25	行政委員				
26	民生協力委員会	会長			
		委員			
27	民生奉仕委員	会長			
		委員			
28	社会福祉委員会委員				
29	社会福祉調査員	総務			
		調査員			
30	民生委員推薦会委員		日額 6,000		
31	介護保険運営協議会(委員会)委員		日額 6,000		
32	老人ホーム入所判定委員会委員				
33	健康福祉推進協議会委員				
34	健康づくり推進協議会委員				
35	保健・医療・福祉審議会委員				
36	ひとりぐらし老人等緊急通報システム運営委員会委員				
37	児童福祉審議会委員				
38	精神障害者小規模作業所運営委員会委員				
39	母子保健連絡協議会				
40	予防接種健康被害調査委員会委員				
41	健康増進計画策定委員会委員				
42	障害児保育指導委員会委員				
43	障害児保育検討委員会委員				
44	第三者委員				
45	環境審議会委員			日額 5,600	
46	公害対策審議会委員				
47	公害対策協議会委員				

番号		石巻市	登米市	栗原市
48	リサイクルデザイン工房運営委員会委員			
49	町医			
50	保育所嘱託医			
51	保育所嘱託歯科医			
52	幼稚園嘱託医			
53	幼稚園歯科医			
54	幼稚園眼科医			
55	幼稚園耳鼻咽喉科医			
56	学校医			
57	学校耳鼻咽喉科医	大規模校		
		小規模校		
58	学校歯科医			
59	学校眼科医 (小・中学校)	大規模校		
		小規模校		
60	すまいる園嘱託医 (内科)	保育所		
		幼稚園		
61	すまいる園歯科医	保育所		
		幼稚園		
62	すまいる園眼科医	保育所		
		幼稚園		
63	すまいる園耳鼻科医 幼稚園			
64	管理校医	小学校		
		中学校		
65	産業医			
66	学校薬剤師	小学校		
		中学校		
67	幼稚園薬剤師			
68	社会福祉事務所嘱託医			
69	産業経済振興審議会委員			
70	農政審議会委員		日額 6,000	
71	農業・農村振興対策審議会委員			
72	農業振興地域整備促進協議会委員			
73	畜産経営指導員			
74	蕪栗沼農産物被害認定委員会委員			
75	蕪栗沼地区農業・農村研究会委員			
76	農村地域工業導入促進審議会委員			

番号		石巻市	登米市	栗原市
77	標準小作料設定協議会委員			
78	大坪地区県営土地改良事業換地委員			
79	エコツーリズム推進協議会	委員長		
		委員		
		委員		
		委員		
80	企業誘致対策審議会委員			
81	工場誘致審議会委員			
82	立地企業従業員用住宅入居者選考委員会委員			
83	商工振興審議会委員		日額 6,000	
84	観光審議会委員			
85	日本こけし館運営委員			
86	座敷蔵利活用検討会議委員			
87	民間活力懇話会委員			
88	食のふるかわ安心特区構想推進本部・推進会議委員			
89	都市計画審議会委員			日額 5,600
90	街なみ景観整備審査会委員		日額 6,000	
91	公共事業評価監視委員会委員			
92	指定管理者選定委員会委員			
93	水道事業運営協議会委員		日額 6,000	
94	社会教育委員		日額 6,000	日額 5,600
95	体育指導委員		日額 6,000	日額 5,600
96	青少年問題協議会委員		日額 6,000	
97	青少年相談室運営協議会委員			
98	青少年指導員			日額 5,600
99	勤労青少年ホーム運営委員会委員			
100	学童農園運営委員会委員			
101	公民館長			
102	地区公民館長			
103	公民館分館長			
104	公民館運営審議会委員		日額 6,000	日額 5,600
105	地区館長			
106	地区館運営協議会委員			
107	生涯学習審議会委員			
108	児童館運営審議会委員			
109	図書館協議会委員			日額 5,600

番号		石巻市	登米市	栗原市
110	文化会館運営協議会委員			
111	市・町史編纂委員会委員			
112	文化財保護委員会委員		日額 6,000	日額 5,600
113	市民ギャラリー運営委員会委員			
114	吉野作造記念館名誉館長			
115	有備館長			
116	スポーツ振興審議会委員		日額 6,000	日額 5,600
117	就学指導委員会委員			日額 5,600
118	心身障害児就学指導委員会委員		日額 6,000	
119	学校評議員			
120	小中学校通学区域設定協議会委員			
121	学校給食運営審議会委員		日額 6,000	
122	学校給食センター運営委員会委員			日額 5,600
123	教職員住宅入居者選考委員会委員			
124	幼稚園長(学校長兼務)			年額 80,000
125	幼児教育推進協議会委員			
126	奨学事業運営委員会委員			
127	奨学資金貸与選考委員会委員			日額 5,600
128	住居表示審議会委員			
129	総合計画審議会委員			日額 5,600
130	特別職報酬等審議会委員		日額 6,000	
131	行政改革推進委員会委員			
132	行政改革懇談会委員			
133	財産調査委員会委員			
134	情報公開等審査会委員		日額 6,000	日額 5,600
135	個人情報保護審査会委員			日額 5,600
136	男女平等推進審議会委員			
137	安全活動等援護審議会委員			
138	公共施設使用料金等審議会委員			
139	町営バス運営協議会委員		日額 6,000	
140	交通安全対策会議委員		日額 6,000	
141	防災会議委員		日額 6,000	日額 5,600
142	水防協議会委員			

番号		石巻市	登米市	栗原市
143	水害に強いまちづくり事業推進協議会委員			
144	消防団	団長	年額 164,200	年額 161,300
		副団長	年額 107,800	年額 129,500
		分団長	年額 75,700	年額 61,100
		副分団長	年額 53,800	年額 49,700
		部長	年額 50,200	年額 45,200
		班長	年額 44,900	年額 39,200
		副班長		
		団員	年額 26,000	年額 17,700
145	交通指導隊	隊長	年額 102,000	年額 120,000
		副隊長	年額 90,000	年額 99,000
		班長	年額 63,000	年額 94,700
		隊員	年額 53,000	年額 90,800
146	防犯実働隊	隊長	年額 66,000	
		副隊長	年額 48,000	
		本部長		
		班長		
		隊員	年額 26,000	

特別職の設置目的等一覧

番号	特別職名(附属機関等名)	設置目的・職務内容
1	議会議員 議長 副議長 議員	選挙により選出され住民を代表し、議案を審議することはもちろんのことで、行政需要を把握しながら施策に反映させたり、具体的な政策を立案、提出する。また、民主的にして公平な行政執行を促すため、行政の監視役的な役割もある。
2	市町長	地方公共団体の長として市町村を統括し、これを代表する。市町村の行政執行者として議案の提案、予算調製執行、税の徴収等事務の全般を統括する。
3	助役	多忙な市(町)長を補佐し、長に事故あるときまたは欠けたときに長の職務を行う。
4	収入役	地方公共団体の会計責任者であり、支出命令機関である首長と現金出納を掌る収入役を分離し、事務処理の公正を確保する仕組みとしている。
5	教育長	教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。
6	病院事業管理者	地方公営企業法に基づく病院事業の管理者
7	教育委員会 委員長 委員	教育委員会は、別に法律に定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。
8	選挙管理委員会 委員長 委員	選挙管理委員会は、法律又はこれに基く政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに係のある事務を管理する。
9	監査委員 識見者委員 議員選任委員	監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。 人格が高潔で、財務管理、経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者と議会議員の中から選任されたもので構成される。
10	公平委員会 委員長 委員	公平委員会は、別に法律の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。
11	農業委員会 会長 職務代理 部会長 委員	農業委員会は、別に法律の定めるところにより、自作農の創設及び維持、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する。
12	固定資産評価審査委員会委員	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する
13	地籍調査実施委員会委員	国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査のうち、特に一筆地調査の円滑な実施をはかることを目的とする。
14	介護認定審査会委員	要介護認定等の審査判定業務を行う。
15	選挙長	選挙長は、選挙会に関する事務を、選挙分会長は、選挙分会に関する事務を、担任する。
16	開票管理者	開票管理者は、開票に関する事務を担当する。
17	開票立会人	公職の候補者は、当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者1人を定め、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。
18	選挙立会人	公職の候補者は、当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、選挙立会人となるべき者1人を定め、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。
19	投票管理者	投票管理者は、投票に関する事務を担当する。
20	期日前投票所の投票管理者	投票管理者に同じ
21	投票立会人	市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前3日までに、本人に通知しなければならない。
22	期日前投票所の投票立会人	投票立会人に同じ
23	国民健康保険運営協議会委員	国民健康保険法第11条の規定による国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議に関すること。

番号	特別職名(附属機関等名)	設置目的・職務内容
24	行政区長	・地方自治の本旨に基づいて行政事務の円滑なる運営を図るため、市町村長の委嘱(委託)を受け、行政区域内において自治体と地域住民の連絡をつかさどり、各種事務に当たる。 ・行政事務の正確と能率化を図るとともに町民の福祉向上に寄与するため、事務調査、住民への周知連絡、住民からの申告・請願・陳情等を行う。
25	行政委員	市町村長の委嘱(委託)を受け、行政区長とともに自治体と地域住民の連絡をつかさどり、行政区域の組内の各種事務に当たる。
26	民生協力委員会	会長 委員 厚生労働大臣から委嘱された民生委員をもって組織し、社会福祉の増進に努め、担当する区域の援護育成、自立更正等に関する事項の調査指導に関する事。
27	民生奉仕委員	会長 委員 社会福祉の増進に努め、担当する区域住民の援護育成、自立更正等に関する事項の調査指導を行う。三本木町では民生委員を充てている。
28	社会福祉委員会	社会福祉の推進を図るために設置し、社会福祉の増進に努め、担当する区域の援護育成、更正等に関する事項の調査指導を行う。
29	社会福祉調査員	総務 調査員 市の実施する福祉サービス(以下「福祉サービス」という。)を必要とする住民に対し、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、必要な福祉サービスを総合的に提供するための把握、援護指導、協力をを行う。
30	民生委員推薦会委員	民生委員法第6条の規定による民生委員の推薦について都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が任命する民生委員を市町村の推薦会が県知事へ推薦する。
31	介護保険運営協議会(委員会)委員	介護保険に関する施策及び事務事業の点検及び評価に関する重要事項について調査審議に関する事。
32	老人ホーム入所判定委員会委員	老人ホームの入所措置(措置継続)の適正を期する。
33	健康福祉推進協議会委員	健康福祉推進に関する事項の調査及び審議企画する
34	健康づくり推進協議会委員	住民の健康づくり推進及び老人保健法による医療以外の事業に関する事項を調査審議する。 老人保健法、地域保健法に基づく健康づくり全般の計画及び健康増進法に基づく健康増進計画を策定するにあたり諮問を行う機関である。
35	保健・医療・福祉審議会委員	保健・医療・福祉の一体的計画策定並びにその事業進行管理及び計画評価に関する事項を調査審議する。
36	ひとり暮らし老人等緊急通報システム運営委員会委員	ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業の実施について必要な事項について協議し、もってシステムの円滑な運営に資するため
37	児童福祉審議会委員	児童福祉法第8条により児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査するために設置する。
38	精神障害者小規模作業所運営委員会委員	就労困難な障害者に対し通所による作業訓練等を行い自立生活と社会参加の援助を目的とする作業所の円滑な運営について審議する。
39	母子保健連絡協議会委員	母子の健康や生活環境の向上を図るため、角界からの意見聴取及び効果的な母子保健施策を推進するために必要な事項の調査審議に関する事。
40	予防接種健康被害調査委員会委員	予防接種法及び結核予防法に規定する予防接種(以下「予防接種」という。)による健康被害の適正かつ円滑な処理に資する。(条例化のこと)
41	健康増進計画策定委員会委員	健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定に基づく健康増進計画の策定に関する事について調査検討し、提言する。
42	障害児保育指導委員会委員	障害児の保育所入所に関する事項の審議、その他障害児保育等に関する指導及び助言
43	障害児保育検討委員会委員	保育に欠ける心身に障害を有する障害児の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定による保育の実施を行う事業の適正で円滑な実施を図る。
44	第三者委員	保育所が提供するサービスについて利用者の意見、要望又は苦情を円滑、円満に解決するための組織に第三者委員を置き、利用者からの要望等の受付(聴取)や助言等を行う。
45	環境審議会委員	長の諮問に応じ、環境基本計画に関する事・良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査、審議する。
46	公害対策審議会委員	市町村における公害対策に関する基本的事項を調査審議させるもので、この根拠法なる公害対策基本法は環境基本法の制定により平成5年に廃止され環境基本法により環境審議会となった。
47	公害対策協議会委員	住民の健康と快適な生活環境の保全を考慮して、その対策を協議する。

番号	特別職名(附属機関等名)	設置目的・職務内容	
48	リサイクルデザイン工房運営委員会委員	廃棄物の減量化・資源化を推進するためリサイクルデザイン工房の事業運営について審議する。	
49	町医	ワクチン接種等の全体の取りまとめを行う。	
50	保育所嘱託医	児童福祉法の規定により保育所入所児童の健康診断を実施する。	
51	保育所嘱託歯科医		
52	幼稚園嘱託医		
53	幼稚園歯科医		
54	幼稚園眼科医	学校保健法による幼児の健康の保持増進を図り、保育の円滑な実施とその成果の確保に資するために置かる医師で、幼児の定期的な健康診断を行い疾病や異常を早期に発見したり、助言指導を行う。	
55	幼稚園耳鼻(咽喉)科医		
56	学校医		
57	学校耳鼻咽喉科医	”	
58	学校歯科医	”	
59	学校眼科医 (小・中学校)	”	
60	すまいる嘱託医	保育所	
61		幼稚園	学校保健法による児童生徒等の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資するために置かる医師で、就学時の健康診断や児童生徒の定期的な健康診断を行い疾病や異常を早期に発見したり、助言指導を行う。
62	すまいる歯科医	保育所	
63		幼稚園	学校保健法による児童生徒等の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資するために置かる医師で、就学時の健康診断や児童生徒の定期的な健康診断を行い疾病や異常を早期に発見したり、助言指導を行う。
64	すまいる耳鼻科医	幼稚園	”
65	管理校医	”	
66	産業医	労働者の健康管理を行うのに必要な高度の医学的知識を持つ医師を産業医で、事業場の労働者が健康で快適な作業環境のもとで仕事が行えるように指導・助言します。	
67	学校薬剤師	小学校	児童・生徒が一日の大半を過ごす学校の環境が、健康的で安全で楽しいものであることを目指し、「学校環境衛生の基準」に従い、一年を通じて様々な定期検査があります。その結果により、養護の先生、校長先生、場合によっては教育委員会に指導、助言する。
68		中学校	
69	幼稚園薬剤師	”	
70	社会福祉事務所嘱託医	査察指導員、地区担当員等からの要請に基づき医療扶助の決定実施にともなう専門的判断及び必要な助言指導を得る。	
71	産業経済振興審議会委員	産業経済の振興発展を促進する基本的な計画の樹立策定及び施策実施に係る重要事項について調査審議する。	
72	農政審議会委員	町の農政に対する総合的な判断と調整、その他その実施に関して必要な事項を審議するため、市長の諮問機関として設置。	
73	農業・農村振興対策審議会委員	農業・農村の振興に関する重要事項を調査審議したり、調査検討し長に意見を述べることができる。	
74	農業振興地域整備促進協議会委員	農業振興に関する市町村整備計画の策定及び変更並びに整備計画に基づく事業の実施に関する重要事項の協議に関すること。	
75	畜産経営指導員	畜産経営の安定化及び家畜防疫対策等への助言指導を委嘱する獣医師	
76	蕪栗沼農作物被害認定委員会委員	蕪栗沼地域内の鳥類による農作物被害について、町長の諮問に応じ補償の基準、補償の認定、その他補償に関し必要な事項を調査審議する。	
77	蕪栗沼地区農業・農村研究会委員	蕪栗沼地内の農業・農村の持つ多面的機能が十分に発揮するため、事前の環境再生・支援及び自然活用型農業体系構築のための具体的取組みについて協議検討する。	
78	農村地域工業導入促進審議会委員	農業地域工業導入促進法第18条第2項の規定による実施計画の作成その他農村地域への工業導入の促進に関する重要事項の調査審議に関すること。	

番号	特別職名(附属機関等名)	設置目的・職務内容
77	標準小作料設定協議会委員	農業委員会会長の諮問に応じ、農地法(昭和27年法律第229号)第24条の2に規定する小作料の標準額について協議するため
78	大坪地区県営土地改良事務換地委員	当該地区に土地改良区が無い場合、委員を委嘱している。事業施行に伴う土地評価、一時利用地及び換地計画等の原案作成と地元調整に関すること。
79	エコツーリズム推進協議会委員	自然環境の保全と地域振興のバランスある展開を図りながら、持続可能な自然及び文化的資源の利活用と観光を融合させたエコツーリズムの長期的な基本計画の策定及び効果的な実施展開について検討する。
80	企業誘致対策審議会委員	工業等の導入に関する重要事項を調査審議するため
81	工場誘致審議会委員	産業振興と住民福祉に寄与する工場設置に対する奨励措置(奨励金交付)その他工場誘致に関する主要事項を審議する。
82	立地企業従業員用住宅入居者選考委員会委員	町内の立地企業に勤務し、住宅に困窮する従業員の生活と企業振興を図るために設置する住宅の入居者の選考について審議する。
83	商工振興審議会委員	商工業振興の基本的方策及び工場誘致対策並びに完工振興対策等の重要事項を審議する。
84	観光審議会委員	町長の諮問に応じ、観光、温泉等の重要な事項に関する基本的計画を調査審議する。
85	日本こけし館運営委員	日本こけし館の運営管理等について、基本的方策を協議する。
86	座敷蔵利活用検討会議委員	今後の施設の利活用について検討する。
87	民間活力懇話会委員	地域経済産業の活性化に寄与するため、食等に関するニュービジネスの創出のための具体的提案及び実践に結びつける手段を構築する。
88	食のふるかわ安心特区構想推進本部・推進会議委員	古川市活性化のキーワードとして、「農」から「食」の視点に立ち、「食のふるかわ」に取り組む諸事業の支援を行うとともに、地域にある資源の活用や連携により、地域産業の活性化を図る。
89	都市計画審議会委員	都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき都市計画行政の円滑な運営をはかるため調査審議する。
90	街なみ景観整備審査会委員	地域の資源と個性を引き出すため街なみ景観整備等その地区の態様に応じた街なみ景観整備等の基本指針の作成や変更について審議する。
91	公共事業評価監視委員会委員	公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的として再評価を実施するにあたり、その適正化を図るために設置。
92	指定管理者選定委員会委員	指定管理者に指定しようとする団体の選定について調査審議するため設置する。
93	水道事業運営協議会委員	古川市水道事業の運営に関し必要な事項を調査審議するため
94	社会教育委員	社会教育に関し教育長を経て市教育委員会に助言するため、計画立案・諮問答申・研究調査行う。
95	体育指導委員	当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行なうものとする。
96	青少年問題協議会委員	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な重要事項の調査審議及び関係行政機関相互の連絡調整並びに関係行政機関に対する意見の具申に関すること。
97	青少年相談室運営協議会委員	青少年の健全育成及び非行対策に関し、関係機関、団体及び民間有志者等が相互に密接な連絡調整を図り、総合的かつ効果的に推進するため、設置した相談室の円滑かつ適正な運営を図るため
98	青少年指導員	青少年の健全育成及び非行対策に関し、関係機関、団体及び民間有志者等が相互に密接な連絡調整を図り、総合的かつ効果的に推進する相談室の業務を促進するために置かれる。
99	勤労青少年ホーム運営委員会委員	勤労青少年ホームが実施する各種事業の企画実施について調査審議するために設置されているもので、ホームが勤労青少年の社会教育実施機関という性格と機能を持つことから、その諮問機関が必要である。
100	学童農園運営委員会委員	小中学生など次世代を担う青少年に、自然に親しみながら農業体験を通じて、勤労の大切さと生涯のよきこびを体得させ、意欲あふれる農村の農業後継者を育成するために設置する学童農園の円滑な運営を行う。
101	公民館長	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育機関の長
102	地区公民館長	地区ごとに設置された地区公民館の長
103	公民館分館長	公民館活動の徹底を期するために各行政区内に設置する分館と本館と密接なる連絡のもとに企画運営に当たる。
104	公民館運営審議会委員	公民館長の諮問に応じ、公民館が実施する各種事業の企画実施について調査審議するために設置。公民館は住民福祉の向上のための社会教育実施機関の性格と機能を持つので、その諮問機関は必要である。
105	地区館長	地域の特色を生かした社会教育事業、地域振興活性化に関する事業の推進を図るため管理運営に関し、必要な事項を処理し、所属職員の指揮監督をする。
106	地区館運営協議会委員	地域の特色を生かした社会教育事業、地域振興活性化に関する事業の推進を図る地区館の適切な運営を図る。
107	生涯学習審議会委員	教育委員会の諮問に応じ、市町村の処理する事務に関し、生涯学習学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議し、これに関し必要と認められる事項を、教育委員会に建議する。
108	児童館運営審議会委員	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童館運営について調査審議する。
109	図書館協議会委員	図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書奉仕につき館長に対し意見を述べるため。

番号	特別職名(附属機関等名)	設置目的・職務内容
110	文化会館運営協議会委員	文化会館の適切な運営を図るために設置し、運営計画の立案・実施や利用の普及・推進に関する事項等について審議する。
111	市・町史編纂委員会委員	市・町の史実地誌を調査し、市・町史を編さんする。
112	文化財保護委員会(審議会)委員	文化財に関する保護及び活用について、古川市教育委員会の諮問により調査・審議する。なお、近年の開発に伴う各種文化財の保護については、より緊急かつ慎重な審議が必要となっている。
113	市民ギャラリー運営委員会委員	美術作品及び美術に関する資料を収集展示し、市民の美術文化の振興に資するためのギャラリーの運営に関する事項等を協議するために設置。
114	吉野作造記念館名誉館長	吉野作造に関して全国へのPR並びに啓発講座の講師を行う。
115	有備館長	旧有備館等の施設の維持管理を適切に行うため、施設を総理し代表する。
116	スポーツ振興審議会委員	スポーツ振興を図るため、教育委員会の諮問に応じて、スポーツ振興に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する
117	就学指導委員会委員	心身に障害をもつ就学予定者及び児童生徒について就学指導に関する重要事項を調査審議する。
118	心身障害児就学指導委員会(審議会)委員	心身に障害をもつ就学予定者及び児童生徒について就学指導と適正な判断を行う。
119	学校評議員	地域に開かれた学校作りを推進するために、保護者や地域住民の意向を学校運営に反映させること、学校運営の実態を情報公開して学校の説明責任を果たすものであり市町村条例で置くことのできるものである。
120	小中学校通学区域設定協議会委員	古川市立小中学校の通学区域設定に関し、協議会の設置、組織及び運営について必要な事項を定める
121	学校給食運営審議会委員	学校給食の実施に関する重要事項を調査審議する。
122	学校給食センター運営委員会委員	学校給食法第5条の2に定める学校給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、学校給食の円滑な実施と改善及び給食費に関する事項等について審議する。
123	教職員住宅入居者選考委員会委員	公立学校に勤務し、住宅に困窮する教職員に供するために設置する住宅の入居者の選考について審議する。
124	幼稚園長(学校長兼務)	幼稚園と小学校が隣接して設置されており、教育公務員特例法第17条第1項の規定に基づき、小学校長が幼稚園長を兼務している。
125	幼児教育推進協議会委員	幼児教育の振興とその円滑な運営を図るために設置
126	奨学事業運営委員会委員	奨学事業の適正、円滑な推進と運営を図るため、事業計画、収支計画及び奨学生の選考等を審議する。
127	奨学資金貸与選考委員会委員	優秀な生徒にして経済的理由により修学困難なる者に対して貸与する奨学資金の貸与者の選考について審議する
128	住居表示審議会委員	住居表示整備事業の円滑な促進を図る
129	総合計画審議会委員	市町村総合計画の策定及び市町村長が必要と認める社会・地域振興開発に関する重要事項の調査審議に関すること。
130	特別職報酬等審議会委員	特別職の職員の報酬(議会議員の報酬や市長・助役・収入役の給料)等の額の審議に関すること。
131	行政改革推進委員会委員	社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な市政の実現を推進すべく、本市行政改革についての必要な事項を審議するために本会議を設置する。
132	行政改革懇談会委員	社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な行政の実現を推進すべく、行政改革についての必要な事項を調査審議する。
133	財産調査委員会委員	町有財産や200万円を超える不動産等の処分、交換及び貸付に関する調査、情報提供及び諮問に対する答申のため設置する。
134	情報公開等審査会委員	情報公開や個人情報保護制度の決定に対する不服申し立てについて、公平な決定を行うために調査審議するほか、制度の運営に関する重要事項について審議、答申及び建議すること。
135	個人情報保護審査会委員	個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する決定に係る不服申し立てや、条例の規程に基づく諮問や建議事項等を審議する。
136	男女平等推進審議会委員	性別にかかわらず、個性あるひとりの個人の尊厳を確保する男女平等の推進に関する行動計画案や施策評価等の重要事項を審議する。
137	安全活動等援護審議会委員	市又は公共的団体の管理下で行われた防犯、防災、罹災者の救護、交通安全の保持等の活動に協力し、災害を被った者に対する救護について、必要な事項を定める。
138	公共施設使用料金等審議会委員	上下水道料金や公共施設の使用料金等に関する事項を審議する。
139	町営バス運営協議会委員	町営バスの総合的な運営計画の企画立案・実施に関することなどの重要事項について調査審議する。
140	交通安全対策会議委員	交通安全対策法第18条第1項の規定による地域交通計画の作成、総合的な施策の企画に関する審議及びその実施に関すること。
141	防災会議委員	防災計画の作成及びその実施の推進または災害発生時における情報の収集に関すること。
142	水防協議会委員	水防計画その他水防に関する重要事項の調査及び審議並びに関係機関に対する意見の陳述に関すること。

番号	特別職名(附属機関等名)	設置目的・職務内容	
143	水害に強いまちづくり事業推進協議会委員	水害に強いまちづくり基本構想の実現化を図るため必要となる重要事項の協議に関すること。	
144	消防団	団長	団長は、団の事務を統轄し、団員を指揮して法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、市長に対しその責に任ずる。
		副団長	副団長は、団長を補佐し、団長が事故あるときは団長の定める順序に従いその職務を代理する。
		分団長	分団長は、上司の命を受け分団の事務を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。
		副分団長	副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるときは分団長の職務を代理する。
		部長	部長及び班長は、上司の命を受け、所属団員を指揮監督する。
		班長	部長及び班長は、上司の命を受け、所属団員を指揮監督する。
		副班長	
		団員	団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。
145	交通指導隊	隊長	市長の命により警察機関及び交通安全推進機関等との緊密な連絡を図り、交通安全の指導を行い、もって交通秩序の保持及び交通事故の防止に努めるものとする。
		副隊長	
		班長	
		隊員	
146	防犯実働隊	隊長	犯罪を予防し明るく住みよい町づくりを推進するため、所轄警察機関及び防犯推進機関と緊密な連携を図り、防犯思想の啓蒙や防犯パトロール等を行う。
		副隊長	
		本部長	
		班長	
		隊員	